

# 平成30年度に向けた障害福祉計画に係る基本指針の見直し（案）

平成29年1月6日開催「社会保障審議会障害者部会」資料より抜粋

障害福祉計画策定に係る国の基本指針について、現在、社会保障審議会障害者部会において以下のような見直しが審議されている。

## 1 基本的事項の見直し

### (1) 障害児福祉計画の策定

- 障害児支援の提供体制を確保するため、障害児福祉計画を策定する。

## 2 主な見直し

### (1) 地域における生活の維持及び継続の推進

- 地域生活支援拠点等の整備を一層進める。
- 基幹相談支援センターの有効活用や設置を促進する。

### (2) 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

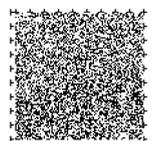
- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。

### (3) 就労定着に向けた支援

- 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス（就労定着支援）が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加する。

### (4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築する。
- ライフステージに応じた切れ目の無い支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図る。



(5) 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互に又は一体的に利用しやすくなる仕組みを作っていく方向性を盛り込む。
- ・ 住民団体等によるインフォーマル活動への支援等、地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む。

(6) 発達障害者支援の一層の充実

- ・ 地域の実情に応じた体制整備を計画的に図るため、発達障害者支援地域協議会設置の重要性を盛り込む。
- ・ 可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をすることの重要性を盛り込む。

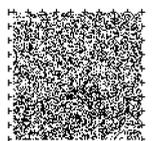
(7) その他

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・ 難病患者への一層の周知
- ・ 意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方
- ・ 情報公表制度による質の向上
- ・ 利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実
- ・ 障害福祉人材の確保

3 成果目標に関する事項

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進（継続）

現行	見直し（案）
<p>①地域移行者数の増加</p> <p>平成25年度末時点の施設入所者の12%以上</p>	<p>平成28年度末時点の施設入所者の9%以上</p>
<p>②施設入所者の削減</p> <p>平成25年度末時点の施設入所者から4%以上削減</p>	<p>平成28年度末時点の施設入所者から2%以上削減</p>



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（変更）

<p>げんこう 現行</p>	<p>みなお あん 見直し（案）</p>
<p>①入院後3か月時点の退院率は、64%以上、入院後1年時点の退院率は、91%以上</p> <p>②在院期間1年以上の長期在院者数の減少</p>	<p>①障害保健福祉圏域、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置</p> <p>②在院期間1年以上の長期在院者数（65歳以上、65歳未満）の減少</p> <p>③入院後3か月時点の退院率は69%以上、入院後6か月時点の退院率は84%以上、入院後1年時点の退院率は90%以上</p>

(3) 地域生活支援拠点等の整備（継続）

<p>げんこう 現行</p>	<p>みなお あん 見直し（案）</p>
<p>障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備</p>	<p>障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点等について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備</p>

(4) 福祉施設から一般就労への移行等（目標追加）

<p>げんこう 現行</p>	<p>みなお あん 見直し（案）</p>
<p>①福祉施設の利用者のうち、一般就労へ移行する者が、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上</p> <p>②就労移行支援事業の利用者を平成25年度末の利用者数から6割以上増加</p> <p>③就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上</p>	<p>①福祉施設の利用者のうち、一般就労へ移行するものが、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上</p> <p>②就労移行支援事業の利用者を、平成28年度末の利用者数から2割以上増加</p> <p>③就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上</p> <p>④就労定着支援による支援開始後1年後の職場定着率を80%</p>

(5) 障害児支援の提供体制の整備等 (新規)

<p>げんこう 現 行</p>	<p>みなお あん 見 直 し ( 案 )</p>
<p>_____</p>	<p>① 児童発達支援センターを各市町村に すく 少なくとも1カ所以上設置</p> <p>② すべての市町村において、保育所等訪問 しちょうそん 支援を利用できる体制を構築</p> <p>③ 主に重症心身障害児を支援する児童 おも 発達支援事業所及び放課後等 はったつ しえん じぎょうしよ およ ほうかご とう デイサービス事業所を各市町村に少なく でいさーびす じぎょうしよ かくしちょうそん すく とも1カ所以上確保</p> <p>④ 医療的ケア児支援のための保健・医療・ いりょうてきけ あじしえん ほけん いりょう 障害福祉・保育・教育等の関係機関の しょうがいふくし ほいく きょういくなど かんけいきかん 協議の場の設置 きょうぎ ば せっち</p>

